

駐車場及び駐輪場の認定基準

(1) フェンス、柵等の設置

認 定 項 目	適・否
・駐車場及び駐輪場（住宅の付属設備等として設けるものを除く。以下「駐車場等」という。）の外周をフェンス、柵等で囲み、周囲と区分されている。	

(2) 場内の見通しの確保

・駐車場等のフェンス、柵等は、周囲から見通せる構造となっている。	
・見通しが悪く、死角になる場所は、必要に応じてミラーや防犯カメラを設置するなど、場内の見通しが確保されている。	
・防犯カメラを設置する場合は、見通しの補完、範囲の抑制等の観点から有効な位置から台数等を検討し適切に配置されている。	
・防犯カメラを設置する部分の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するのに必要な照度を確保したものとなっている。	

(3) 照度の確保

・地下又は屋内の駐車場等については、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、屋外の駐車場等についても必要に応じて防犯灯等により、2ルクス以上の照度が確保されている。	
--	--

(4) 出入口

・出入口には、必要に応じて自動ゲート管理システム等の設置又は管理人等を配置し、車両の出入りが管理されている。	
・夜間等営業時間外には、出入口にチェーン等が設置されている。	

(5) 管理人等

・駐車場等管理者（委託されたものを含む。）が、常駐若しくは定期的な巡回により防犯性の向上が図られている。	(推奨)
・駐車場等の管理人室は、出入口付近で車両及び人の出入りを確認できる位置に配置されている。	(推奨)

(6) 盗難防止装置

・駐車場等においては、必要に応じてチェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し、自転車又はオートバイとチェーン錠等で結束できるようされている。	
--	--

(7) 広報

・犯罪の発生状況に応じて、利用者に対し、看板、貼り紙等により、「カギ掛け」の励行など防犯のための広報を実施している。	(推奨)
--	------